

橋本市病院事業管理規程第3号

橋本市病院事業職員の研修等に関する規程の一部を改正する規程
を、別紙のとおり定める。

令和8年4月1日

橋本市病院事業管理者 古川 健



橋本市病院事業職員の研修等に関する規程の一部を改正する規程

橋本市病院事業職員の研修等に関する規程(平成24年病院事業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(費用の負担) 第6条 略 <u>2 前項の規定にかかわらず、管理者が特に必要があると認めるときは、予算の範囲内において、当該研修に要する費用の一部又は全部を支給範囲を超えて負担することができる。</u></p>	<p>(費用の負担) 第6条 略</p>

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。